

百貨店、通所介護施設、通所リハビリテーション施設の 立地又は休廃止を計画されている皆さまへ

本市では、都市再生特別措置法に基づき、2017年3月31日に都市機能誘導区域及び誘導施設を定めた「福井市立地適正化計画」を策定、公表し、2019年3月29日には、居住誘導区域を定め、本計画を改訂、公表しました。

本計画は、本格的な人口減少・超高齢社会においても、これまでどおりの暮らしやすさが維持された持続可能な都市づくりを進めることを目的としています。

これに伴い、**都市機能誘導区域内外**（区域外にあっては福井市立地適正化計画区域（福井都市計画区域）内に限る。）において以下に該当する行為を行う場合、これらの行為に**着手する日の30日前**までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。ご理解とご協力をお願いします。

都市機能誘導区域とは・・・

- ・医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や地域拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。
- ・本市では、まちなか地区と田原町駅周辺を一体的に指定しています。（区域は裏面をご確認ください。）

■届出の対象となる行為

- ・都市機能誘導区域外で行う以下の行為

【開発行為】

誘導施設を有する建築物の建築の目的の開発行為※1

【建築行為】

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

- ・都市機能誘導区域内で行う以下の行為

【休止又は廃止】

誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合



■誘導施設の届出イメージ

■届出の対象となる施設

- ・まちなかのにぎわいを生み出す機能

【百貨店】

商業統計調査「業態分類表」における「百貨店」

- ・高齢化の中でまちなかを支える機能※2

【通所介護施設（デイサービス）】

介護保険法第8条第7項に定める、通所介護を提供する施設

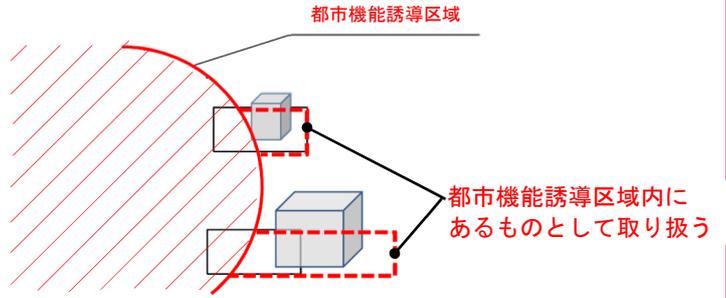
【通所リハビリテーション施設（デイケア）】

介護保険法第8条第8項に定める、通所リハビリテーションを提供する施設

※1：土地の面積に関わらず対象 ※2：通所介護、通所リハビリテーション施設については、地域密着型サービスを提供する施設を除く。

■都市機能誘導区域境界の取扱い

- ・都市機能誘導区域の内外に渡り、一体的な開発・建築等の行為又は休廃止を行う土地が含まれている場合は、都市機能誘導区域内にあるものとして取り扱います。



■都市機能誘導区域境界のイメージ

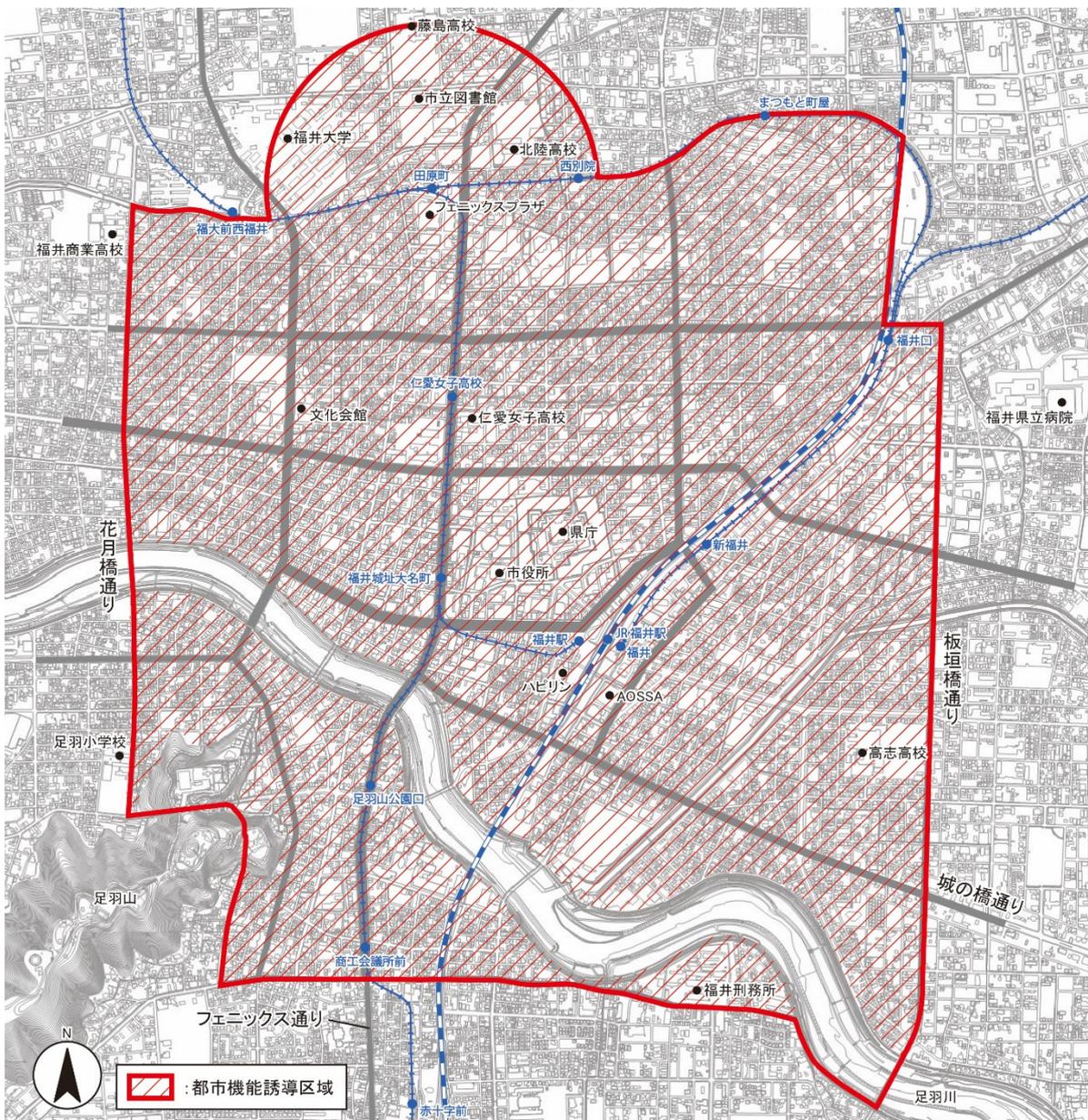
■手続きの流れ



■手続きにあたって

- ・届出は、1部提出してください。受領後、市から受理通知書を交付します。(様式1～4をご使用ください。)
- ・届出に係る事項に変更が生じた場合は、変更に係る行為に着手する30日前までに届出をしてください。
- ・開発行為時に届出を行った場合でも、届出の対象となる建築行為を行う際は、着手前に届出が必要です。

《 都市機能誘導区域 》



※区域の詳細については、都市計画課にてご確認ください。